

**地方公共団体情報システム
データ要件・連携要件
標準仕様書
【第 4.0 版】**

令和 6 年（2024 年）4 月

デジタル庁

目次

第1章 データ要件・連携要件の標準について	2
1. 1 データ要件・連携要件の標準とは	2
1. 2 データ要件・連携要件の標準の対象範囲	3
第2章 データ要件の標準について	6
2. 1 データ要件の標準について	6
2. 2 基本データリスト	7
2. 3 文字要件	14
2. 4 データモデル（ER図）	17
第3章 連携要件の標準について	18
3. 1 連携要件の標準について	18
3. 2 機能別連携仕様	19
3. 3 独自施策システム等連携仕様	23
3. 4 連携技術仕様	23
第4章 データ要件・連携要件の標準の運用について	25
4. 1 適合確認について	25
4. 1. 1 適合確認の流れ	25
4. 1. 2 データ要件の適合確認	25
4. 1. 3 連携要件の適合確認	26
4. 2 維持運用について	27

第1章 データ要件・連携要件の標準について

1.1 データ要件・連携要件の標準とは

(1) 標準化法における位置づけ

本仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）第7条第1項に規定する「共通する基準」のうち、標準化法第5条第2項第3号イ（電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項）に関するものについて規定するものである。

(2) データ要件の標準

データ要件の標準とは、機能標準化基準（地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）3.3.1に規定する機能標準化基準をいい、当該機能標準化基準に基づき作成する標準仕様書を含む。以下同じ。）を実現するために必要なデータのレイアウト（データ項目名、型、桁数等の属性を定義したもの）の標準である。

ただし、システム制御やシステム運用に必要なデータ項目は、標準準拠システム（基本方針2.1に規定する標準準拠システムをいう。以下同じ。）のプログラムの構造に係るものであり、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域に関わるものであることから、データ要件の標準の対象とはしない。

標準準拠システムは、当該システムが保有するデータを、データ要件の標準に定めるとおり、任意のタイミングで入出力することができるようにならなければならない。

ただし、標準準拠システムのデータベースの構造その他の実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はない。

(3) 連携要件の標準

連携要件の標準とは、各標準準拠システムが機能標準化基準を実現することができるよう、かつ、標準準拠システム以外のシステムと円滑なデータ連携を行うことができるよう、標準準拠システムから、他の標準準拠システム及び標準準拠システム以外のシステム（以下「標準準拠システム等」という。）に対し、データ要件の標準に規定されたデータ項目を、データ連携するための要件((a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの標準準拠システム等に対

し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するかについての要件）とそのためのデータ連携機能の標準である。

標準準拠システムは、連携要件の標準に定めるとおり、システムを実装しなければならない。

ただし、事業者が複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、1つのパッケージとして一体的に提供する場合においては、当該パッケージ内におけるデータ連携については当該事業者の責任において対応することとし、必ずしも、データ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。

（4）データ要件・連携要件の標準の効果

① 連携や移行の円滑化

標準準拠システムがデータ要件・連携要件の標準に適合することにより、連携やデータ移行が円滑化し、府内外のデータ連携がより容易となるとともに、地方公共団体が、性能・コスト等によりすぐれた標準準拠システムを提供する事業者に、自由に変更できる環境を実現する。

② 拡張性の向上

標準準拠システムがデータ要件・連携要件の標準に適合することにより、標準化されたデータの取り込みに対応したアプリケーションに対して連携することを迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

③ 標準準拠システムの保証（適合確認）

データ要件・連携要件の標準を作成することにより、基幹業務システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を、データの観点から保証できる環境を実現する。

1.2 データ要件・連携要件の標準の対象範囲

（1）対象範囲

データ要件・連携要件の標準に適合しなければならないシステムの対象は、標準化法第2条第1項に規定する標準化対象事務に係る基幹業務システムである。

具体的には、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金に係る基幹業務システムが対象となる。

なお、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税に係る基幹業務システムについては、これらに関する収納管理及び滞納管理に係る基幹業務システムを含む。

また、サブユニット（基本方針 5.1.1.2 に規定するサブユニットをいう。以下同じ。）については、各基幹業務システムの標準仕様書に規定されるサブユニット単位で、データ要件・連携要件の標準に適合する必要がある。

地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書で規定する共通機能についても、連携要件の標準に適合しなければならない。具体的には、申請管理機能、住登外者宛名番号管理機能、団体内統合宛名機能、統合収納管理機能、統合滞納管理機能が対象となる。

(2) 機能標準化基準との関係

データ要件・連携要件の標準は、機能標準化基準を実現するために必要不可欠なものであることから、各標準化対象事務の機能標準化基準との整合性を確保しなければならない。

具体的には、次のとおりである。

① データ要件の標準と各標準化対象事務の機能標準化基準との関係

データ要件の標準において規定されているデータ項目は、各機能要件の標準において当該データを利用することとしている機能の機能 ID 等が必ずリンクしている。

各機能要件の標準の「管理項目」において規定されているデータ項目は、標準準拠システムの実装において必ず保持すべきデータ項目であり、データ要件の標準と整合性を確保するため、データ要件の標準においても必ず規定している。

② 連携要件の標準と各標準化対象事務の機能標準化基準との関係

連携要件の標準において規定されている連携機能は、各標準化対象事務の

機能標準化基準において、どの事務の標準準拠システムからどの事務の標準準拠システム等に対し、どのような連携がされるかについて、具体的に記載されており、必ずリンクしている。

(3) 標準準拠システム以外のシステムとの関係

標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムには、標準化対象外の事務を実現するためのシステム（独自施策システムや外部システム等）や標準化対象外機能（明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能）等を実現するためのシステムがある。

これらのシステムと標準準拠システムとの関係は、次のとおりである。

① 標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）との関係

標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。以下①において同じ。）は、標準準拠システムと情報連携する場合には、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築することになる。

この場合、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携については、「3.3 独自施策システム等連携仕様」のとおりとする。

② 外部システムとの関係

標準準拠システムと外部システムとの連携に当たっては、標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準との整合性を確保しなければならない。

具体的には、連携要件の標準において、次のとおり規定する。

- (a) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がある場合は、連携するデータ及び連携のためのインターフェースについては、「（連携する）外部システムに係る接続仕様書によること」と規定する。
- (b) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がない場合は、「連携するデータ項目は、基本データリストに規定するデータ項目の範囲内で対応すること」と規定する。

第2章 データ要件の標準について

2.1 データ要件の標準について

データ要件の標準は、(a)基本データリスト、(b)文字要件及び(c)データモデルで構成される。

標準準拠システムは、基本データリストに規定される全てのデータ項目を、当該データ項目に対応する属性（データ型及び桁数）及び(b)文字要件に従つて、基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで入出力（外部ファイル）することができるようしなければならない。

(c)データモデルは、データベースの実装を規定する標準仕様としてではなく、基本データリストのグループ間の関連を俯瞰して捉えられるようにするため論理レベルで整理したものであり、参考資料として位置づける。

2.2 基本データリスト

(1) 作成方針

基本データリストとは、標準化法における標準化対象事務ごとに、当該事務に係る機能標準化基準を実現するために必要なデータ項目及び属性（以下「データ項目等」という。）に係る標準を規定するものであり、(a)本体、(b)コード一覧及び(c) グループ構成表で構成される。

基本データリストを作成又は更新する際には、次の点を遵守する。

- ① 基本データリストのデータ項目は、機能標準化基準において当該データ項目を利用することとしている機能 ID 等と必ずリンクさせる。
- ② 機能標準化基準の「管理項目」において規定されているデータ項目は、標準準拠システムの実装において必ず保持すべきデータ項目であり、基本データリストにおいて必ず規定する。
- ③ 多様な主体との連携を行いやすくするため、デジタル庁が定める「政府相互運用性フレームワーク（GIF：Government Interoperability Framework）」やアドレス・ベース・レジストリなど、国際標準や国が定める各種標準と整合性を確保する。

(2) 各カラムの説明

(a) 本体

① データ項目 ID

データ項目毎に一意に付与する ID であり、3桁の業務 ID と 5桁の項目コードを合わせた、合計 8桁の ID である。

一度、付与したデータ項目 ID は変更しない。

機能標準化基準が変更されること等に伴い、データ項目を削除することとなった場合、当該データ項目のデータ項目 ID は欠番とする。

新たにデータ項目を規定する場合、付与済みの項目コードの末番の次の番号から順に、新たなデータ項目 ID を付与することとする。

② データ項目

データ項目の名称である。

グループの中でデータ項目の名称を一意に定められない場合には、「●●」
_「△△」のように_で繋ぎ、記載を詳細化することで、名称を一意に定めることとする。

なお、「児童生徒_宛名番号」や「保護者_宛名番号」のように、基本データリストで規定する他のデータ項目（この場合は「宛名番号」）を含むデータ項目において、「宛名番号」が意味することは同一となる。

③ グループ_名称

標準化対象事務に従事する者にとって理解しやすく、意味のあるデータ項目のまとめである「グループ」の名称である。

各標準化対象事務においてグループ名は一意に定めることとする。

「グループ」は、ファイルベースでデータ出力を行う際の「ファイル」の単位に該当する。

④ グループ_主キー

グループの主キーとなるデータ項目のレコードに、「○」を記載している。

⑤ グループ_外部キー

他グループと関連付けるための外部キーとなるデータ項目のレコードに、「○」を記載している。

⑥ クラス分類 (Lv1~Lv3)

標準化対象事務に従事する者にとっての理解を促すため、データ項目を3段階のクラスに分類 (Lv1 を最上位、Lv3 を最下位とし、上位のクラスが、下位のクラスを包含する関係) している。

⑦ データ型

データ項目のデータ型は以下、表：データ型に規定する。

【表：データ型】

項目番号	データ型	データ型の内容	備考
1	X	半角文字列	
2	N	全角文字列	
3	9	整数	
4	9V	小数点付き実数	

5	S9	符号付き整数	負の場合は 「-」を付ける
6	BLOB	画像	
7	YEAR	<p>YYYY</p> <ul style="list-style-type: none"> • YYYY : 西暦年 4 桁 <p>なお、期間等の範囲を指定する場合、不明や無期限の規定を以下のように規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 開始年 : 0000 • 終了年 : 9999 	
8	DATE	<p>YYYY-MM-DD</p> <ul style="list-style-type: none"> • YYYY : 西暦年 4 桁 • MM : 月 2 桁 (1 桁の場合には前に 0 をつける) • DD : 日 2 桁 (1 桁の場合には前に 0 をつける) <p>原則、不詳日を許容しない。ただし、項目説明に不詳日の記載があるものに限り、以下の規定のとおり不詳日を許容する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 年について 不明 : 0000 • 月について 不明 : 00 春 : A1 夏 : A2 秋 : A3 冬 : A4 • 日について 不明 : 00 上旬 : A1 中旬 : A2 下旬 : A3 <p>なお、期間等の範囲を指定する場合、不明や無期限の規定を以下のように規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 開始年月日 : 0000-01-01 • 終了年月日 : 9999-12-31 	<p>政府相互運用 性フレームワーク (GIF)「コアデータベース日付及び時刻」の規定より</p>
9	TIME	HH:MM:SS (秒は省略可能)	政府相互運用

・HH : 時間 (24 時間表記。1 桁の場合には前に 0 をつける)	性フレームワーク (GIF)「コ
・MM : 分 (1 桁の場合には前に 0 をつける)	データパー
・SS : 秒 (1 桁の場合には前に 0 をつける)	ツ日付及び時 刻」の規定よ り

⑧ 桁数

データ項目の桁数（※）を規定している。

データ型が 9V（小数点付き実数）の場合には、桁数を「n, m」の形式で記載する。（整数部 n 桁以下、小数部 m 桁以下の正の実数）

※「⑦ データ型」に応じたデータの最大桁数（バイト数ではない）

⑨ コード

データ項目の値について、類型化できるものについては、コード化し、コードのカラムに、コード一覧の番号（コード ID）を記載している。コード ID の示す内容は、「コード一覧」シートを参照する。

他業務のコード値を参照するデータ項目に関しては、参照先の業務 ID とそのコード値をハイフンで結合した形で表現している。

なお、類型化できないものについては、コード化しておらず、コードのカラムは空欄である。

⑩ 繰り返し

データ項目の値が 2 個以上必要と考えられるが、機能標準化基準では個数が規定されていない項目について、最大個数を記載している。

また、出力については、繰り返しの値の数だけデータを作成することとし、管理する値がない場合においては、null 又は Empty（空値）を出力すること。

⑪ データ出力条件

(A) 「⑯ 実装類型」が「○」となっているデータ項目の値について次のとおりとする。

- ・データ出力条件が「必須」の場合は、null 又は Empty（空値）で出力することを許容せず、必ず値を保持しなければならない。
- ・データ出力条件が「条件付き必須」の場合であって、「⑫ 項目説明」のカラムにおいて「※※」として記載された条件に当てはまるとき

は、必ず値を保持しなければならない。

- ・データ出力条件が「任意」の場合は、null 又は Empty（空値）で出力することを許容する。

(B) 「⑯ 実装類型」が「○」となっているデータ項目の値について次のとおりとする。

(B-1) 当該データ項目に関連する機能を実装する場合は、(A)に準じて出力する。

(B-2) 当該データ項目に関連する機能を実装しない場合は、

- ・当該データ項目が属するグループに規定される全てのデータ項目の「⑯ 実装類型」が「○」となっている場合：出力不要
- ・それ以外の場合：null 又は Empty（空値）で出力する。

なお、当該データ項目に関連する機能を実装しない場合においても、当該データ項目を保持する場合は、当該データ項目を(A)に準じて出力する。

⑫ 項目定義

データ項目について、どのようなデータ項目であるかを記載している。

⑬ 項目説明

データ項目について、準拠する標準・規格、入力に関するルールなどを記載している。

⑭ 標準仕様書関連箇所

データ項目について、機能標準化基準における関連箇所を記載している。

⑮ サンプル値

データ項目に保持される値のサンプルを記載している。

⑯ 実装類型

データ項目が、「⑭ 標準仕様書関連箇所」に記載する機能標準化基準の実装類型が「実装必須機能」であれば「○」、同実装類型が「標準オプション機能」であれば「×」、「実装不可機能」であれば「×」と規定する。

⑰ 備考

データ項目の改廃、名称の変更があった場合などの改定履歴等を記載している。

なお、一つのデータ項目において複数の改定履歴がある場合は、改定した順番に改定履歴を記載する。

例)

- ・データ要件・連携要件標準仕様書【第 X.X 版】にて追加
- ・データ要件・連携要件標準仕様書【第 X.X 版】にて修正

(b) コード一覧

コード一覧は、各標準化対象事務内において共通するコードを規定する。

① コード ID

コード一覧に規定するコードに一意に付与する 3 桁の ID である。

なお、「999」と規定したものは、地方公共団体が任意に規定するコードを用いる場合（地区管理コードなど）のコードである。

② コード名

当該コードの名称である。

③ コード値

コードの値である。

コード値を変更する場合には、他のコード値の順番を変更するような追加・修正・削除は回避する。

仮に、既存の順番を変更する等の大幅な変更をする必要がある場合は、地方公共団体や事業者に対し、当該変更に係る十分な周知等を行う。

④ コード値の内容

「③コード値」で規定する各値が示す内容である。

⑤ 備考

コード値やコード値の内容を引用している場合の引用元など、当該コードを補足する事項を記載する。

(c) グループ構成表

グループ構成表は当該標準準拠システムが出力するグループを規定する。

① グループ ID

グループ毎に一意に付与する ID であり、3桁の業務 ID と3桁のグループコードを合わせた、合計6桁の ID である。

一度、付与したグループ ID は変更しない。

機能標準化基準が変更されること等に伴い、グループを削除することとなった場合、当該グループのグループ ID は欠番とする。

新たにグループを規定する場合、付与済みのグループコードの末番の次の番号から順に、新たなグループ ID を付与することとする。

② グループ名

当該グループの名称である。

③ 項目説明

グループについての情報を記載している。

④ グループ単位の出力条件

グループ単位の出力条件を規定する。

当該グループが実装必須機能にあたる場合は「グループの出力条件」のカラムが「必須」、標準オプション機能の場合は「任意」となる。

⑤ 基本データリストの記載有無

当該グループが基本データリストに規定されているかを表す。

基本データリストに規定されているグループは、「基本データリストの記載有無」のカラムが「有」となる。

外部 IF 等で明示的データレイアウトが定められ、そのまま標準準拠システムに取り込むようなデータについては、基本データリストに規定せずグループ構成表のみに記載する。また、「基本データリストの記載有無」のカラムが「無」となる。

⑥ 備考

留意事項を記載している。

2.3 文字要件

(1) 文字の標準化により目指す姿

文字の標準化については、(2)に掲げる文字要件を適用することで、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット。以下「行政事務標準文字」という。）を活用する。

標準準拠システムの導入後においては、基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットを行政事務標準文字に一意に同定することで、標準準拠システムを導入する前に地方公共団体がそれぞれ独自に作成した文字、いわゆる「外字」について、行政事務標準文字と同定した文字を利用することにより、当該「外字」を使用せず（※）、また、新たな「外字」も発生させないことを目指す。

※ 「外字」には様々な定義があるが、ここでは、「使用するシステムに標準で搭載されず、特別に追加で作られた文字であって、ユーザが独自に設定するため基幹業務システム間での連携はできないもの」と定義しており、「外字」を、別の文字名（デジタル庁が指定したものに限る。）に対応をさせ、基幹業務システム間で連携できる形にすることによって、「外字」ではなくなる、という整理をしたもの。

基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットから行政事務標準文字への同定支援ツール（以下「同定支援ツール」という。）及び行政事務標準文字からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係機関との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。

(2) 文字セット、文字コード及び文字フォント

各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。）の文字セットは行政事務標準文字（デジタル庁は、文字一覧表を別途定めるものとする。）、各標準準拠システムにおける氏名等以外の文字セットは行政事務標準文字又はJIS X 0213:2012とし、いずれの場合も文字コードはJIS X 0221:2020とする。

全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、行政事務標準文字を利用する。また、スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012 を使用し、独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又は JIS X 0213 : 2012 を使用することとする。

標準準拠システムにおいて、文字フォントに収録されていない文字を受信した際には、アラート等を表示して注意喚起をすることも可能とする。

氏名等の文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。

- ・ 行政事務標準文字のうち一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めた IPAmj 明朝フォントに実装されている文字については、その字形を参考とする。
- ・ 行政事務標準文字のうち初期整備の対象となる、IPAmj 明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁が作成した行政事務標準文字図形を参考とする。

氏名等以外の文字フォントについては任意とする。

なお、戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット、文字コード及び文字フォントを使用することを経過措置として可能とする。

また、戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することを経過措置として可能とする。経過措置の期間については、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの所要の移行完了の期限を目指とし、移行状況等を踏まえ、デジタル庁及び総務省において必要に応じて見直すこととする。ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、行政事務標準文字を使用することとする。

デジタル庁は、関係機関との連携の下、文字フォントや同定支援ツール及び代替マップの管理運用の環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。

(3) 文字符串化方式

各標準準拠システムの間の連携のための字符串化方式については、UTF-8 とする。

2.4 データモデル（ER図）

地方公共団体、事業者及び制度所管省庁の職員が、基本データリストのグループ間の関連を俯瞰して捉えられるようにするための論理モデルとして、ER図を示している。

具体的には、基本データリストのデータ項目の「グループ」、「グループ_主キー」及び「グループ_外部キー」を用いてグループ間の関連性を整理している。

第3章 連携要件の標準について

3. 1 連携要件の標準について

連携要件の標準は、(a)機能別連携仕様、(b)独自施策システム等連携仕様、及び(c)連携技術仕様で構成される。

各標準準拠システムは、(a)機能別連携仕様及び(b)独自施策システム等連携仕様が規定するデータ連携の要件を実現するため、(c)連携技術仕様に規定された仕様に沿ったデータ連携機能を実装する必要がある。

ただし、事業者が複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、1つのパッケージとして一体的に提供する場合(※)においては、当該パッケージ内におけるデータ連携については当該事業者の責任において対応することとし、必ずしも、(c)連携技術仕様に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。

※ 「1つのパッケージとして一体的に提供する場合」とは、例えば、いわゆるオールインワンパッケージのように、自社の製品と他事業者の製品を組み合わせて自社の1つのパッケージ製品として提供する場合をいう。

なお、当該パッケージとして一体的に提供される標準準拠システムと、パッケージとして提供されていない標準準拠システムとの間の連携については、(a)機能別連携仕様が規定するデータ連携の要件を実現するため、(c)連携技術仕様に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要があるので、留意する。

また、複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムに段階的に移行する場合においては、各団体における移行方法を踏まえ、円滑な移行を進める上で合理的に説明し得る範囲及び期間内で、必ずしも、連携要件の標準に適合する必要はない。

3.2 機能別連携仕様

(1) 作成方針

機能別連携仕様とは、標準準拠システムが機能標準化基準を実現するため、標準化対象事務ごとに、機能標準化基準が規定する連携に関するデータ連携の要件 ((a) どのような場合に、(b) どのデータを、(c) どの標準準拠システム等に対し、どのように提供 (Output) 又は照会 (Input) するか) についての標準を定めたものである。

機能別連携仕様を作成又は更新する際には、次の点を遵守する。

- ① データ連携の要件は、機能標準化基準が規定する連携に関する機能の機能 ID 等とリンクさせる。
- ② データ連携の対象とするデータ ((b) 対象データ ('どのデータを')) は、基本データリストに規定するデータ項目を使用する。
- ③ 1 つの標準化対象事務に係る標準準拠システムが複数の標準化対象事務に係る標準準拠システム等に対して提供 (Output) するデータ連携 (例: 住民記録システムから住民情報を・・・システムに提供・・・) の要件を規定する場合は、データ連携の対象とするデータ ((b) 対象データ ('どのデータが')) は、全ての提供先に提供 (Output) するデータ項目の総和を規定する。

(2) 各カラムの説明

(a) 連携機能 ('どのような場合に')

① 連携 ID

機能別連携仕様において、連携機能毎に一意に付与する ID であり、3 衔の業務 ID と 4 衔の機能コードを合わせた、合計 7 衔の ID である。

連携 ID は「③ 連携機能名 Lv1」ごとに付与し、「④ 連携機能名 Lv2」は連携 ID を基にして、枝番により管理する。

一度、付与した連携 ID は変更しない。

機能標準化基準が変更されること等に伴い、連携機能を削除することとなった場合、当該連携機能の連携 ID は欠番とする。

新たに連携機能を規定する場合、付与済みの連携 ID の末番の次の番号から順に、新たな連携 ID を付与することとする。

複数の標準準拠システム等に対して提供する場合も、データレイアウトは連携 ID ごとに同一である。

② 標準仕様書関連箇所

連携機能について、機能標準化基準における関連箇所を記載している。

③ 連携機能名 Lv1

連携のコストを抑えるため、「④ 連携機能名 Lv2」のうち、連携する情報が同一である又はそれらに含まれるものであるものを、1つのグループとしてまとめたものの名称である。

④ 連携機能名 Lv2

機能標準化基準が規定するデータ連携に関する機能について、連携元、連携先、連携のタイミング・連携する情報及び連携方法（照会／提供）ごとに最小単位で分解した連携機能の名称である。

⑤ 機能説明

連携機能について、①連携元、②連携先、③連携のタイミング・連携する情報、④連携方法（照会／提供）を説明したものである。

また、照会機能の外部システムとのデータ連携において、既存のインターフェース仕様による場合には、その旨を記載する。

⑥ 実装類型

機能標準化基準における実装類型を示すものである。

機能標準化基準において、「実装必須機能」と規定されている場合は「○」、「標準オプション機能」として規定されている場合は「○」、「実装不可機能」として規定されている場合は「×」と記載する。

(b) 対象データ（「どのデータを」）

以下の項目は、機能別連携仕様の Output 要件のみに規定している。

⑦ データ集合名

連携機能 Lv1 でデータ連携する対象となるデータ項目のまとまりの名称を示す。

⑧ データ項目 ID

「⑦ データ集合名」に含まれる個々のデータ項目を一意に特定する ID であり、基本データリストの「① データ項目 ID」と一致する。

⑨ データ項目名

データ集合に含まれる個々のデータ項目の名称であり、基本データリストの「② データ項目」と一致する。

⑩ 繰り返し

基本データリストの「⑩ 繰り返し」と一致する。

⑪ 備考

外部システムとのデータ連携において、既存のインターフェース仕様による場合には、その旨を記載する。この場合において、⑦～⑩については規定せず、空白とする。

(c) 連携方法（「どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）を行うか」）

以下の項目は、機能別連携仕様の Output 要件のみに規定している。

⑫ 連携頻度

連携頻度を記載する。機能要件に明確に記載がある場合は、その内容を記載する。機能要件に記載がない場合は空欄とし、連携頻度は事業者と地方公共団体の判断とする。

⑬ API 連携

リクエスト側の基幹業務システムにおいて、レスポンスの結果を用いてオンライン処理が必要となる即時的な連携を API 連携として規定し、「○」を記載している。対象の連携については、共通機能標準仕様書の API 仕様書の規定に従うこと。

ただし、外部システムとの連携については、外部システムのインターフェース仕様に準ずることから、「○」は記載しない。

⑭ ファイル連携

当該連携をファイル連携にて行う場合、「○」を記載している。

ただし、外部システムとの連携については、外部システムのインターフェース仕様に準ずることから、「○」は記載しない。

⑯ 連携先・連携方向

連携機能 Lv1 毎に、連携先の標準準拠システム等と、その連携の方向を示すものである。

標準準拠システムが連携先の標準準拠システム等へデータを渡す場合は、連携先の標準準拠システム等のカラムに、提供 (Output) を意味する「O」を記載する。

またデータ項目単位で連携先を示すため、連携先ごとにデータ項目へ「O」を記載する。

標準準拠システムが連携先の標準準拠システム等からデータを受け取る場合は、連携先の標準準拠システム等のカラムに、連携単位で、照会 (Input) を意味する「I」を記載する。

3.3 独自施策システム等連携仕様

標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるもの（以下「連携対象システム」という。）とのデータ連携については、次のとおりとする。

連携対象システムは、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築し、ファイル連携にてデータ連携を行う。連携するデータ項目は、原則、機能別連携仕様に規定されたデータ項目を利用することとする。

当該データ項目以外のデータが必要な場合は、基本データリストに規定されたグループ単位のファイルで対応することとする。また、全件で連携することの負荷を考慮し、更新日時等を活用した差分での連携を可能とする。

なお、個人番号については、個人番号利用事務以外の事務は利用できない。

ただし、標準準拠システムと連携対象システムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切な方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと連携対象システムの間の連携を行うことを可能とする。

3.4 連携技術仕様

機能別連携仕様が規定するデータ連携は、「3.2 機能別連携仕様」の連携方法に準ずる。ファイル連携の場合は、原則、差分連携とするが、事業者と地方公共団体の判断で全件連携とすることも可能とする。

(1) RESTによる公開用 API 連携

標準準拠システムは、当該標準準拠システムにおける機能別連携仕様に応じた、照会先のシステムの公開用 API を呼び出し、データを取り込む。

(2) ファイル連携

提供側の標準準拠システムは、別に指定するフォルダに、提供するデータを保存したファイルを格納する。

照会側の標準準拠システムは、別に指定するフォルダに照会するデータを取りに行く。

なお、(1) 及び (2) に関する詳細な技術仕様については、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に別途提示する。

第4章 データ要件・連携要件の標準の運用について

4.1 適合確認について

標準化法第8条第1項において、「地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない」とされていることから、地方公共団体情報システムの調達を行う地方公共団体が、当該システムの適合性について一義的に責任を有していると解される。

他方、標準化法第9条第1項において、地方公共団体は地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を行い、国は、当該確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとされていることから、データ要件・連携要件の標準の適合性確認を十分に担保しつつ、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、次のとおり、適合性確認を行う。

4.1.1 適合確認の流れ

デジタル庁は、アプリケーション開発事業者（以下「事業者」という。）が開発した標準化対象事務に係るシステム（以下「対象システム」という。）について、事業者からの申請に基づき、ダミーデータ等を使用して、ガバメントクラウド上に構築された適合確認ツールにより適合確認試験を実施する。

適合確認試験に合格した対象システム（以下「適合システム」という。）は、データ要件・連携要件の標準に適合したものとみなし、地方公共団体は、当該適合システムをデータ要件・連携要件の標準への適合が確認された標準準拠システムとして利用することができる。

なお、地方公共団体は、ダミーデータ等を使用して、適合システムの適合確認試験を実施することができる。

デジタル庁は、公平かつ効率的に適合確認試験を実施するため、デジタル庁ウェブサイト上に、適合確認ツールで確認する項目や確認内容を明示する。

なお、適合確認試験に関する詳細については、別途提示する。

4.1.2 データ要件の適合確認

基本データリストにおけるデータ項目のうち、対象システムが入力又は出力する以下の項目について、対象システムが保持するデータを基本データリスト

で規定する「グループ」単位で出力し、基本データリストと適合していることを確認する。

- (1) データ項目
- (2) データ型
- (3) 桁数
- (4) コード
- (5) 繰り返し
- (6) データ出力条件

4. 1. 3 連携要件の適合確認

機能別連携仕様に規定する対象データのうち、対象システムが他の標準準拠システムへ提供 (Output) するデータ項目について、機能別連携仕様において規定された連携方法にて、「連携 ID」単位で連携し、対象システムから適合確認ツールに、データを提供 (Output) できることを確認する。

4.2 維持運用について

維持運用は、基本方針5.2に従い、次のとおり行う。

- (1) 制度所管省庁は、標準化対象事務について制度改正（法令改正・BPR等）を行う場合には、デジタル庁と協議をし、制度改正の施行に十分に間に合うよう、スケジュールを策定する。
- (2) 制度所管省庁は、機能標準化基準において、必要なデータのインプット・アウトプットを明確に規定する。
- (3) デジタル庁は、既存のデータ要件・連携要件の標準との整合性を図りながら、必要なデータ要件・連携要件の標準の改定案を作成し、全国意見照会を経て改定を行う。
- (4) デジタル庁は、データ要件・連携要件の標準の改定に併せて、適合確認ツール等について必要なデータ等をセットし、適合確認ツールを用いた適合確認が実施できるよう環境を整備するとともに、必要に応じて、適合確認の方法についても見直しを行い、適合確認ツールの改定を行う。